

## IV 税額計算

軽減税率制度の下では、税率ごとに区分して売上げ及び仕入れを記帳し、これを基に、税率ごとの課税売上げに係る消費税額及び課税仕入れ等に係る消費税額を計算することになります。

この章では、軽減税率制度の下での税額計算の方法について説明します。

### (1) 税率

消費税等の税率は、標準税率は10%（うち地方消費税率は2.2%）、軽減税率は8%（うち地方消費税率は1.76%）の複数税率です。

※ 地方消費税の税率は、消費税額の78分の22です。



### (2) 納付税額の計算方法

消費税等の納付税額は、次の算式により計算します。

イ 消費税額の計算

$$\boxed{\text{消費税額}} = \boxed{\text{課税売上げに係る消費税額}} - \boxed{\text{課税仕入れ等に係る消費税額}}$$

ロ 地方消費税額の計算

$$\boxed{\text{地方消費税額}} = \boxed{\text{消費税額}} \times \frac{22}{78}$$

ハ 納付税額の計算

$$\boxed{\text{納付税額}} = \boxed{\text{消費税額}} + \boxed{\text{地方消費税額}}$$

### (3) 課税売上げに係る消費税額

課税売上げに係る消費税額は、次の計算式のとおり、軽減税率分と標準税率分に区分した課税標準額にそれぞれの税率を掛けて計算したものを合計して算出します。

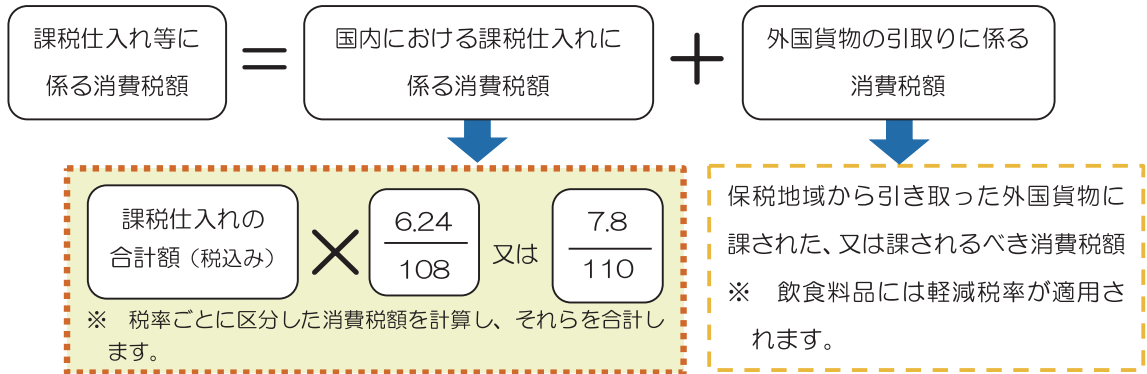
	課税標準額	税率
① 軽減税率分の課税売上げに係る消費税額	軽減税率の対象となる課税売上げの合計額（税込み）	$\times \frac{100}{108} \times \frac{6.24}{100}$
② 標準税率分の課税売上げに係る消費税額	標準税率の対象となる課税売上げの合計額（税込み）	$\times \frac{100}{110} \times \frac{7.8}{100}$
課税売上げに係る消費税額	= ① + ②	

#### (4) 課税仕入れ等に係る消費税額

課税仕入れ等に係る消費税額は、一般課税の事業者と簡易課税制度を適用する事業者では、計算方法が異なります。

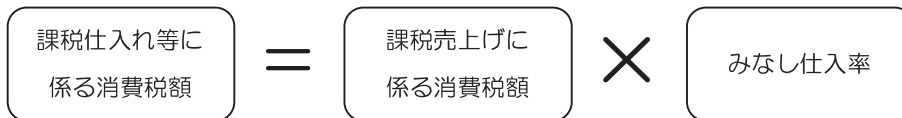
##### イ 一般課税

一般課税における課税仕入れ等に係る消費税額は、国内における課税仕入れに係る消費税額と外国貨物の引取りに係る消費税額を合計します。



##### ロ 簡易課税制度

簡易課税制度における課税仕入れ等に係る消費税額は、課税売上げに係る消費税額に事業に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けて計算します。



(参考) 簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業 (他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで他の事業者に販売する事業)	90%
第二種事業	小売業 (他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで消費者に販売する事業) 農林漁業(飲食料品の譲渡に係る事業)	80%
第三種事業	農林漁業(飲食料品の譲渡に係る事業以外)、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含みます。)、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業(飲食店業等)	60%
第五種事業	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業(飲食店業に該当する事業を除きます。)	50%
第六種事業	不動産業	40%

## (5) 売上対価の返還等に係る税額控除

課税事業者が課税資産の譲渡等につき、返品を受けたり、値引き、割引、割引をしたことにより、売上対価の返還等<sup>(注1)</sup>を行った場合には、売上対価の返還等を行った課税期間の課税売上げに係る消費税額から、売上対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除します<sup>(注2)</sup>。

※ 売上対価の返還等につき、軽減対象資産の譲渡等に係る部分とそれ以外の部分とがある場合には、税率ごとに合理的に区分し、売上対価の返還等の金額に係る消費税額を計算する必要があります。

(注1)  
課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)の全部若しくは一部の返還又はその課税資産の譲渡等の税込価額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額をいいます。

(注2)  
売上対価の返還等の金額等の明細を記録した帳簿の保存が要件です。  
また、売上対価の返還等の金額を売上金額から直接減額する方法で経理している場合は、この計算は不要です。

$$\text{売上対価の返還等の金額に係る消費税額} = \text{売上対価の返還等の金額(税込み)} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110}$$

### ■ 税率ごとに合理的に区分されていないときは…?

売上対価の返還等に係る金額について、税率ごとに合理的に区分されていないときは、売上対価の返還等の金額(税込み)に、その売上対価の返還等の対象となった課税売上げの合計額(税込み)のうち軽減税率の対象となる金額(税込み)が占める割合を掛けて算出した金額を、軽減対象資産の譲渡等に係る売上対価の返還等の金額として、税率ごとの売上対価の返還等の金額に係る消費税額を計算することができます。

$$\begin{matrix} \text{【軽減税率分】} \\ \text{売上対価の返還等} \\ \text{の金額(税込み)} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{売上対価の返還等} \\ \text{の金額(税込み)} \end{matrix} \times \frac{\text{分母のうち軽減税率の対象となる金額(税込み)}}{\text{売上対価の返還等の対象となった} \\ \text{課税売上げの合計額(税込み)}}$$

## (6) 貸倒れに係る税額控除

課税事業者が国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、その相手方に対する売掛金等が貸倒れ<sup>(注3)</sup>となったときは、貸倒れとなった日の属する課税期間の課税売上げに係る消費税額から、貸倒れ処理した金額に係る消費税額の合計額を控除します<sup>(注4)</sup>。

※ 軽減対象資産の譲渡等に係る部分とそれ以外の部分とがある場合には、税率ごとに合理的に区分し、貸倒れに係る消費税額を計算する必要があります。

(注3)  
相手方に対する売掛金その他の債権につき、更生計画認可の決定により切り捨てられたことその他一定の事実が生じたため、税込価額の全部又は一部を領収できない場合をいいます。

(注4)  
適用には、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類の保存が必要です。

$$\text{貸倒れに係る消費税額} = \text{貸倒れに係る金額(税込み)} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110}$$

■ 税率ごとに合理的に区分されていないときは…？

貸倒れに係る金額について、税率ごとに合理的に区分されていないときは、貸倒れに係る金額（税込み）に、その貸倒れの対象となった課税売上げの合計額（税込み）のうち軽減税率の対象となる金額（税込み）が占める割合を乗じて計算した金額を、軽減対象資産の譲渡等に係る貸倒れの金額として、税率ごとの貸倒れに係る消費税額を計算することができます。

$$\begin{array}{c} \text{【軽減税率分】} \\ \text{貸倒れに係る金額} \\ \text{（税込み）} \end{array} = \begin{array}{c} \text{貸倒れに係る金額} \\ \text{（税込み）} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{分母のうち軽減税率の対象となる金額（税込み）} \\ \text{貸倒れの対象となった} \\ \text{課税売上げの合計額（税込み）} \end{array}}$$

「課税標準額に対する消費税額の計算」に関する経過措置（売上税額の積上げ計算）を適用する場合の端数計算は…？

消費税の申告においては、一定の要件の下、一領収単位ごとに1円未満の端数処理を行った消費税額等相当額（その取引に課される消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する金額）に基づいて、課税売上げに係る消費税額及び課税仕入れに係る消費税額の計算を行う、「積上げ計算」が認められています<sup>（注5）</sup>（令和5年9月30日まで）。

① 税込価格を基礎とした代金決済を行う場合

税込価格を税率ごとに区分して合計し、それぞれの合計に108分の8、110分の10を掛けて計算した1円未満の端数処理後の消費税額等相当額を領収書等に明示

② 税抜価格を基礎とした代金決済を行う場合<sup>（注6）</sup>

税抜価格を税率ごとに区分して合計し、それぞれの税率（8%、10%）を掛けて計算した1円未満の端数処理後の消費税額等相当額を領収書等に明示

（注5）  
消費税額等相当額の合計額に100分の78を乗じた額が消費税額となります。

（注6）  
事業者間取引の場合又は対消費者取引で総額表示を行っており、税込価格を基に計算を行うレジを導入することが困難等のやむを得ない事情がある場合に適用されます。

■ 一領収単位ごとに2回（軽減税率分と標準税率分）の端数処理

積上げ計算においては、税率ごとに1回の端数処理を行うことから、異なる税率が混在する場合は、一領収書単位ごとに2回の端数処理を行うこととなります。